

北海道における地域医療を確保するための道州制特区緊急提案

五十嵐試案

平成 19 年 9 月 25 日

本試案は、委員間の意見交換を進め、道州制特区で緊急提案する事項がどのような位置づけになっているかを検討するためのたたき台です。

I. 北海道における「地域医療」の課題

1. 医師を始めとする医療関係職種が不足・偏在
2. 面積（地域）が広大であることから地域全体をカバーする医療資源が不足



安心・安全な医療システムを構築するために、関係各団体が努力しているところであり（参考資料）、こうした取り組みと連携し、本提案に基づく権限委譲や規制緩和を達成し、北海道の地域特性やニーズに則した実効性の高い地域医療システムづくりを目指す。

<参考資料>

※「地域医療体制の確保に向けた包括的な地域医療政策の展開」

（北海道資料）

II. 特区による地域医療確保の全体像

別添資料

地域医療確保の方策（道州制特区）

地域医療の課題

- 1 医師を始めとする医療関係者の不足・地域偏在
- 2 面積（地域）が広大で人口が疎であることから、地域全体をカバーする医療資源が不足

「道州制特区」を活用した地域医療確保 （★は、緊急提案事項（P））

提案事項の内容

地域の医療関係者の育成・配置

I. 医学大学の定員
 ★「公立医科大学の入学定員増」を道知事への届出に変更
 ○「公立・私立大学医療関係学部入学定員増」を道知事への届出に変更

II. 医師の臨床研修
 ★「臨床研修病院」の道知事による指定・監督
 ○「臨床研修先」を道知事の指定病院に限定

III. 看護職等の養成
 ★「保健師・助産師・看護師等の学校・養成施設」の道知事による指定・監督

医療関係者の育成・配置

専門職種の役割分担見直し

- 道知事が指定する訪問看護師の業務・役割の拡大
- 道知事が指定する介護福祉士の業務・役割の拡大

地域特性に即した医療体制

- ★地域救急体制の補強（道知事による緊急自動車の拡大）
- 「医療機関の医師標準数」の道知事による設定（過疎地域）

地域特性に即した医療体制

観光等地域振興との運動

観光等地域振興との運動

- 外国人向けの外国人医師、看護師等の受入れや海外からの医薬品の持ち込み（地域限定）

緊急提案事項

- ★「公立医科大学の入学定員増」を道知事への届出に変更
- (★)「臨床研修病院」の道知事による指定・監督
- (★)「保健師・助産師・看護師等の学校・養成施設」の道知事による指定、監督
- (★)地域救急体制の補強（道知事による緊急自動車の拡大）

継続審議を要する事項

- 「公立・私立大学医療関係学部入学定員増」を道知事への届出に変更
- 「臨床研修先」を道知事の指定病院に限定
- 道知事が指定する訪問看護師の業務・役割の拡大
- 道知事が指定する介護福祉士の業務・役割の拡大
- 「医療機関の医師標準数」の道知事による設定（過疎地域）
- 外国人向けの外国人医師、看護師等の受入れや海外からの医薬品の持ち込み（地域限定）

Ⅲ. 特区提案の内容

1. 地域の医療関係者の育成・配置の方策

提案事項	<p>1. 「公立医科大学の入学定員増」を道知事への届出に変更</p> <p>2. 「公立・私立大学医療関係学部入学定員増」を道知事への届出に変更</p>
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・医師を含む医療関係者の養成数については、北海道の地域特性に応じて知事が自主的・機動的に判断できるようにする。
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに報じられているように、平成20年度から、北海道の医師養成数（入学定員）は、暫定的に1大学5人（合計15人）の増加となることが決まっているが、将来の入学増員を見越して緊急提案として要望することとする。 ・また、医師以外の医療職種についても、医療チームとして活動することが必要なことから、医学部以外の医療関係学部の入学定員増に関する文科大臣の認可・届出を道知事の届出に変更することも検討する必要がある。

提案事項	<p>3. 「臨床研修病院」の指定・監督権限の道知事への委譲</p> <p>4. 道内医育大学卒業生の「臨床研修先」を道知事の指定病院に限定</p>
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・医師不足に陥っている地域の実情を踏まえ、臨床研修病院・臨床研修医師の都市部での制限、地方での促進策を、北海道として講じることができるようにする。
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・医師法
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事項1と連動し、地域で地域の医師を育成する考えを一貫することが必要であり、提案事項3は緊急提案事項とする。 ・また、それをより実効性の高いものとするためには、 <ul style="list-style-type: none"> ・道内で医療機関管理者になろうとする者の一定期間の道内医療機関での研修義務付け ・道内医育大学卒業生の研修病院を北海道知事が指定する道内（地域の）病院に限定する など道民提案にあるような方策が考えられるが、一方で、義務化をきらう医師や医学部学生数の道外流出が危惧される。従って、「義務化」や「限定」を特区として盛り込むことが妥当かどうかはさらなる検討が必要と考える。

提案事項	5.「保健師・助産師・看護師等の学校・養成施設」の指定・監督権限の道知事への委譲
基本的考え方	・医療関係者については、北海道の地域特性に応じて、道知事が学校・要請施設の指定や指導・監督等を行い、自主的・機動的に判断していくことが重要である。このうち、特に地域の高齢者医療等に重要な役割を担う保健師・助産師・看護師、理学療法士、作業療法士について緊急に提案することが必要と考えられる。
関係法令等	・保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法
留意事項等	・医療関係者の偏在は、看護職やリハビリ関係職種にもみられ、医師だけでは地域医療が完結しないことから、特区で提案することが必要と考えられる。 ・ただし、道内の関係機関との調整を要し、また「指定」権限は国に残し、「指導・監督」権の委譲を受けることも選択肢の一つであり、今後の提案に向けて検討する。 ・さらには、歯科衛生士や歯科技工士、臨床検査技師、臨床工学技師、診療放射線技師、視能訓練士、言語聴覚士などの他の医療関係者についても、次回以降の検討素材とすることが望ましい。

2. 専門職種の役割分担の見直し

提案事項	6.道知事が指定する訪問看護師の業務・役割の拡大
基本的考え方	・地域での在宅看護を支えることを目的に、医師が不在の現場でも看護師ができる医療処置（療養上の世話）の業務・役割を拡大する。ただし、道知事が指定する研修を受けた訪問看護師に限ることとする。
関係法令等	・介護保険法
留意事項等	・今後、医療ニーズの高い在宅療養者が増加することが予測されることから、道が実施する一定の研修を受けた訪問看護師の業務・役割の拡大を検討する。 ・ただし、課題の整理や道内関係機関との調整を要することから、今後、さらに検討を進める必要がある。

提案事項	7.道知事が指定する介護福祉士の業務・役割の拡大
基本的考え方	・地域での在宅介護を支えることを目的に、医師または訪問看護師の指示により、介護福祉士ができる医療行為（喀痰吸引、経管栄養）を拡大する。なお、道知事が指定する研修を受けた介護福祉士に限ることとする。
関係法令等	・医師法、保健師助産師看護師法
留意事項等	・今後、医療ニーズの高い在宅療養者が増加することが予測されることから、道が実施する一定の研修を受けた介護福祉士の業務・役割の拡大を検討する。 ・ただし、課題の整理や道内関係機関との調整を要することから、今後、さらに検討を進める必要がある。

3. 地域特性に即した医療体制

提案事項	8.地域救急体制の補強（道知事による緊急自動車の拡大）
基本的考え方	・広域な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指定し、道路の優先通行、速度規制の緩和をはかり、搬送時間の短縮を図るようにする。
関係法令等	・道路交通法
留意事項等	・面積の広い北海道においては、医療機関の不足とともに、救急車の到着から病院への搬送までに相当の時間がかかる場合が多い。こうした地域事情を克服するため、救急車以外の車両を必要に応じ道知事の判断で緊急自動車に指定し、救急搬送できるようにすることにより、搬送時間の短縮を図ることとする。 ・道警との協議により、適切な緊急自動車の確保について、検討することが必要。

提案事項	9.「医療機関の医師標準数」の道知事による設定（過疎地）
基本的考え方	・過疎4法に指定されている地域における「医療機関の医師標準数」を、道知事が地域の実情に応じて設定することができるようにする。
関係法令等	・医師法
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の医師標準数を80%に設定することが提案されているが、80%にすることを特区提案とするのではなく、過疎地域における医療機関の医師標準数の設定権限そのものを道知事に委譲するものとする。 ・実際に、上記のような医師標準数の緩和が地域医療の質の低下を招かないようにするため、当該医療機関と地域の支援病院との連携・協力関係やITを活用した遠隔医療の確保などのバックアップ体制の整備と併せて行うことなどを条件とすることが必要と考えられる。

4.観光等地域振興との連動

提案事項	10.外国人医師・看護師等の受け入れや海外からの医薬品持込の特例（地域限定）
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の医師免許または看護師免許等を有する者が、当該外国の旅行者等を対象として、北海道内（道知事が地域を指定）で医療に従事できるようにする。 ・北海道が目指す、滞在型の観光地づくりと連想し、外国人の長期滞在を促す。
関係法令等	・医師法、保健師助産師看護師法等
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、オーストラリアや台湾からの観光客が急増し、特に冬のスキー客（オーストラリア）の平均滞在日数は10日以上にもなっている。事故や病気で地元の病院に駆け込む必要がなくなり、言葉の面でも、安心につながる。 ・また、日常処方されている薬の持ち込み制限をなくすことも安心な滞在につながるものと考えられる。 ・相手国と道知事がこうした交渉を直接行うことが重要であり、北海道を強くアピールすることができる。 ・道知事が認める基準には以下のようなことが考えられる。 * 外国の中央・州政府の医師免許、看護師免許等交付機関と道

	知事の連携が取れること * 道知事が指定する研修を受けること * 医師と患者が同一国籍に限られること * 日本の医療保険制度には適用しない など
--	---

※以上は、今回国にむけて提案するための議論の整理であるが、各種の提案をしてくれた道民に対して、今回、特区提案にのせないと判断した事項についての解説が必要である。